

# 救急救命士の業務範囲が拡大しました！

救急救命士法施行規則の改正に伴い、富山県では今年の7月から救急救命士の業務範囲が拡大しました。新たに追加された内容は2つです！

- ① 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液
- ② 血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与



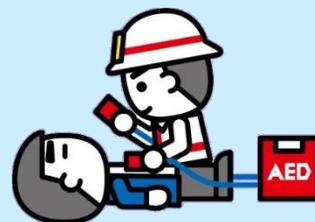
## 救急救命士って何？

救急現場において心肺停止等の重度傷病者に対し、医師の具体的な指示のもとに、救命処置等の医療行為（**特定行為**）を行なうことができる救急隊員です。



## 救急救命士が行なえる**特定行為**って？

- ◆ 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液
- ◆ チューブなど器具を用いた気道の確保
- ◆ アドレナリン（強心剤）の投与
- ◆ 気管に直接チューブを挿入する「気管挿管」



### **新** 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液

例えば、交通事故などで大量出血があった場合、血液の代わりに輸液を投与することで、傷病者の状態が悪化しないようにします。すなわち、心肺機能停止状態に陥らせないことを目的として実施します。心肺停止前に輸液のルートを確認しておけば、医療機関に到着してからもスムーズに処置ができるという利点もあります。

## **新** 血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

血糖測定やブドウ糖溶液の投与が必要になるのは、主に糖尿病です。糖尿病は血液中のブドウ糖濃度（血糖値）が高くなる状態を言いますが、治療中は逆に血糖値が低すぎる『低血糖』に陥ることがあります。重篤になると意識障害や昏睡状態に陥ることがあります。今回の業務範囲拡大により、救急救命士が現場で血糖を測定し、必要に応じてブドウ糖を投与できるようになりました。



### 期待される効果

今回の改正で心肺機能停止前の重度傷病者に対する処置ができるようになりました。



心肺機能停止前の重度傷病者を対象とした処置であることから、救急隊が医療機関搬送までの間に、症状の悪化を防止することで生命の危険回避につながることや、後遺症の軽減などが図られることが期待されています。

**新川地域消防では、拡大された2処置が行える認定救急救命士を計画的に養成し、体制を強化してまいります。**

**一つでも多くの命を救うため**

**救急救命士の活動にご理解とご協力をお願いします。**

### 問い合わせ先

□新川地域消防組合 黒部消防署警防課

住所：〒938-0014 富山県黒部市植木 761 番地 1

TEL：0765-54-0119

□新川地域消防組合 入善消防署警防課

住所：〒939-0642 富山県下新川郡入善町上野 571 番地

TEL：0765-72-0135

□新川地域消防組合 朝日消防署警防課

住所：〒939-0731 富山県下新川郡朝日町東草野 1608 番地

TEL：0765-83-0009

□新川地域消防組合 宇奈月消防署警防課

住所：〒938-0282 富山県黒部市宇奈月温泉 322 番地 3

TEL：0765-62-1226

